

平成9年度「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 - (概要)

「いじめ問題」研究報告書の全体構成と主な内容

いじめの心理と構造をふまえた解決の方策

いじめの心理と構造

いじめの定義をめぐって
子どもの発達段階に見られるいじめの特徴
いじめにかかわる子どもたちの心理
いじめの構造

いじめが起きたらどうするか

学級内にいじめがあると思われたときの担任の対応
いじめではないかという状況が見られたときの指導体制
学級全体への指導
いじめた子どもを関与させた指導
「いじめている子どもが悪いとは限らない」と考えている子どもの心理の理解と指導
養護教諭、スクールカウンセラー等との協力
いじめにかかわった子どもの保護者への対応
保護者全体への理解をどう図るか
教育相談機関との連携

いじめの予防と再発防止のために

いじめを防止する力を育てる
いじめ再発防止を目指す学級間の交流活動
いじめ指導後の継続的な支援をどう行うか
教師の言動といじめの発生
いじめの問題に対する学校としての取組み
日常の指導における工夫（意思の伝達や受容の仕方に課題のある子どもの指導）
「子どもが生きる授業」といじめ問題、思いやりや正義感の育成

第1章 いじめの心理と構造

いじめの定義

東京都立教育研究所は、「指導」を視野に入れて、「いじめ」を下記のように定義した。

「同一集団内で単独又は複数の成員が、人間関係の中で弱い立場に立たされた成員に対して身体的暴力や危害を加えたり、心理的な苦痛や圧力を感じさせたりすること」

いじめの4つの構成要件 同一集団への帰属 力関係の差異 加害行為 被害の発生

子どもの発達段階に見られるいじめの特徴

いじめは、子どもの発達段階（幼・小・中）ごとに特徴があり、その特徴を踏まえた上でのいじめの指導が求められる。

1 幼児期のいじめの特徴

- ・自分の感情をコントロールすることが難しく、特に相手を特性せず暴力を振るうなどの個人における仲間求めや欲求不満を伴っている事例が多い。また、リーダーが短期間で交代するなどいじめ - いじめられる関係が固定化する傾向があまり見られない。

2 小学校低学年期のいじめの特徴

- ・言語表現が未熟なため、仲間求めや欲求不満を伴った「叩いたり、蹴ったり」「悪口」「人の嫌なことをする」などのいじめの事例が多い。

3 小学校中学年期のいじめの特徴

- ・小集団が形成され、また、男女差が明確になり始める時期でもあり、小集団における嫉妬心や支配欲を伴う「仲間はずれ」や「無視」など心理的ないじめが多くなる。

4 小学校高学年期のいじめの特徴

- ・仲間集団は固定化され、男子ではリーダー格が出現し、支配力を伴ういじめが発生し、女子では心理的いじめの発生が急に多くなり、いじめを認める率も急激に低下する。

5 中学生期のいじめの特徴

- ・部活動など学級を越えた大集団における嫌悪感や反発・復讐感さらには快感を伴ういじめが多い。中には、傷害、恐喝など刑法にふれる深刻ないじめも発生する。

いじめにかかわる子どもたちの心理

いじめの各立場に見られる子どもたちの心理を理解した上での指導が求められる。

1 いじめの背景にある子供の心理

- (1) 自分でも認識できない日常生活における漠然としたいらいら感や不安感
- (2) 友達や教師など他者に受け入れられ、自分の存在を認められたいという心理
- (3) 他人の優位や親密な人間関係をねたみ、ともすれば、相手を攻撃する感情
- (4) 人間関係において、表面的に「明るさ」「面白さ」を求める心理
- (5) 仲間や親、教師に葛藤やいじめを表現しない心理
- (6) いじめを利用して、集団の結束を高め、それを維持しようとする心理
- (7) 加害者や被害者の集団という特性がもたらす心理

2 いじめている子どもの心理

- (1) いじめている時の心理

- ア 仲間求め（友人＜仲間＞を求めている）
- イ 欲求不満（欲求不満があり、そのイライラを晴らしたい）
- ウ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- エ 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- オ 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- カ 愉快感（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- キ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくない）
- ク 同調性（強い者に追従し、数の多い側に立っていたい）

（２）いじめている子どもの心理を理解する時の留意点

- ア 日常生活に対する不満など不適応感がある
- イ 自己中心的な言い分を主張しやすい
- ウ 様々な気持ちが重なっている
- エ いけないと分かりながらいじめてしまう

（３）遊びといじめの関係

- ・何事も「遊び感覚」で面白がろうとする傾向が、いじめに結びつき、遊びといじめの区別がつかなくなる。

＜例＞ いつも鬼の役にさせられている園児 プロレス技をかけて遊んでいる中学生

（４）いじめと自己表現の関係

- ・特に自己表現の仕方や対人関係のもち方が稚拙な子どもの行為がいじめに発展することがある。

＜例＞ すぐなぐる小学生 ちょっかいから脅しの暴力にエスカレートした中学生

（５）「いじめられる側に問題がある」という言い分

- ア いじめている子どもの言い分の把握
 - ・自分の行為や動機を正当化するために、ことさらに相手の弱点を強調する。
- イ いじめている子どもの言い分を正当化しない指導
 - ・いじめている側の子どもの言い分に巻き込まれない。
 - ・被害者が「集団生活上の課題」があっても、いじめ行為をやめさせる指導をする。
 - ・ルールを守ることや過ちを許す寛大な心をもつことの大切さを伝える。

３ いじめの周囲の子どもの心理

（１）いじめの周囲にいる子どもの気持ちの理解

- ・４つの行動パターン（止める 先生に言う 家族や友人に言う 見て見ぬふりをする）があるが、の見て見ぬふりがもっとも多い。

（２）周囲の子どもは、なぜ見て見ぬふりをするのか

- ア 無気力感にとらわれている
- イ 自分がいじめの対象になることを恐れている
- ウ いじめかふざけか見分けがつかないと思っている
- エ いじめにかかわりたくない
- オ いじめられる子にも非があるので仕方がないと思っている
- カ いじめている子と仲良しなのでとめられず黙っている
- キ 面白いと思って見ている

（３）見て見ぬふりをする子どもの心理を踏まえた指導の留意点

- ア 具体的にいじめを止める指導をする

イ いじめを止める行動をとった子どもをいじめの対象にさせない

ウ いじめとは何か具体的に伝える

エ いじめではないかと声を挙げることの大切さを伝える

4 いじめられている子どもの心理

(1) いじめられている子どもの心理

・親や教師への訴えが役に立たなかったという経験から、孤立した状態に耐えている。

(2) いじめられている子どもは、周囲に訴えないのか

ア 仕返しが恐ろしいと思っている イ 自分のプライドを守っている ウ 諦めている

エ 仲間でいたい

(3) いじめられている子どもへの援助

ア いじめられた子どもの訴えに強い関心をもって聴く

イ 教師の先入観で理解するのではなく、子どもの立場に立ってその心情を感じとる

ウ 子どもの話にうなずきながら聴く

エ けっしてせかさず、子どもが話し出すのを待つ

オ 子どもの訴えにそっていじめの事実を整理し確かめる

カ いじめられてきた子どもの努力を認め支える

キ じっくりと時間をかけて指導する

いじめの構造

「いじめの構造」に着目することによって、指導の手がかりが見えてくる。

1 いじめの構造

○ いじめている側（個人） いじめられる側（個人または複数）

○ いじめている側（小集団） いじめられる側（個人）

○ いじめている側（大集団） いじめられる側（個人）

2 構造からとらえたいじめの理解

(1) 個人におけるいじめ

・<特徴> 幼児、小学校低学年に多いが中学生にも見られる。いじめている子どもは孤立していることが多く、特定の個人または不特定多数にいじめを行う。

・<指導の着眼点> いじめている子どもの不適応の原因を理解し、気持ちを受け止め、適切な人とかかわり方を指導し、場合によっては保護者や相談機関にも相談する。

(2) 小集団におけるいじめ

・<特徴> 小学校高学年と中学校に多く見られ、小集団の形成過程、維持の場合にいじめが発生する。いじめられる子どもは小集団の中と外にいる場合がある。

・<指導の着眼点> いじめが発見しにくいので注意深く観察するとともに、双方の気持ちや言い分に耳を傾ける。非行を伴う集団に教師の組織的な対応も必要である。

(3) 大集団によるいじめ

・<特徴> 主に小学校高学年、中学校に見られ、一人の子どもを学級全体または学級をこえた大人数でいじめていて、直接いじめる子どもといじめを支持する回りの子どもが存在する。

・<指導の着眼点> いじめられている子どもに対しては十分な支えとなり、周囲の子どもたちを含む学級全体で教師の率直な気持ちを伝える。日々子どもたちに信頼される学級経営がいざというときに有効になる。

3 いじめの変容

- ・ <変容> いじめの構造、様態や頻度は、拡大・深刻化するものや縮小・軽減化するものがある。また、いじめの対象が変わったり、逆転したりする場合もある。
- ・ <変容をとらえる上での留意点> 一時消滅しても再発したり、立場が逆転したりする場合があるので、継続的、多方面、多面的に観察する必要がある。

第2章 いじめが起きたらどうするか

いじめの発生やそれが疑われるときは、学級担任として、また、学校全体の組織体制を確立し、さらには保護者や相談機関と連携を図り、迅速にいじめの解消や防止に努める必要がある。

Q1 学級内にいじめがあると思われたときの担任の対応のポイントは

先入観に惑わされず、いじめのサインを見落とさず指導する。

<サインの例> いつもプロレスの技をかけられている。「バイキン」と呼ばれる。

「死ね」と落書きがある。顔面にあざやこぶが見られる。表情が暗く、沈みがちである。 など

いじめられている子ども、いじめている子どもの心理を把握して指導をする。

指導する時期を誤らず、また、いじめの様相の変化に留意して継続的に指導する。

Q2 いじめではないかという状況が見られたときの指導体制のポイントは

訴えや情報を真摯に受けて止め、今後の組織的な対応や指導の在り方を協議する。

校長は直ちに組織的な調査を指示し、事実の把握に努めるとともにいじめられている子どもの保護や安全を第一に対応策を打ち出す。

いじめが発生した場合の教師間の情報交換、役割分担等緊密な連携を図る。

一学年のいじめ問題であっても、学校全体の問題として保護者や地域の協力も得て取り組む。

Q3 学級内でいじめが発生した時、学級全体の問題としてどのように取り上げるか

いじめの状況を的確に把握し、子どもの人権に配慮し、学級全体の問題にするか判断する。

独断を排し、管理職・同僚等の助言を受け入れ、毅然とした姿勢で指導する。

学級全体で話し合う場を設け、その経過を説明し保護者にも支援を求める。

Q4 いじめた子どもを関与させていじめを解決する方法は

いじめた子どもに解決方法を考えさせ、その実行状況を全職員で見守っていく。

双方とも個別に、そして、定期的に状況を話し合う場を設ける。

Q5 「いじめている子どもが悪いとは限らない」と考えている子どもへの指導は

いじめの正当化論に巻き込まれることなく「いじめでは課題が解決しない」という指導を徹底する。

個人の違いを認めていくことや集団のきまりの在り方についても考えさせていく。

Q6 養護教諭とスクールカウンセラー等との協力はどのようにすればよいか

養護教諭は、保健室の子どもの様子からいじめのサインに気づくことが多く、生活指導部の一員として学校組織に位置付け、協力を求める。

スクールカウンセラーを学校組織に位置付け、「いじめ相談」を依頼するとともにスクールカウンセラーから全職員がカウンセリングの手法を学ぶことも大切である。

Q7 いじめられた子ども、いじめた子どもの保護者への対応は

いじめられた子どもの保護者には、できるだけ直接面談し、いじめに対しての学校の方針や手立てを説明し、保護者の子どもへの受け止め方を助言し、協力を求める。

いじめた子どもの保護者には、事実を正確に把握し、管理職等の助言のもと家庭訪問をするなどして、保護者の気持ちを受け止めながら、理解や協力を求める。

Q 8 いじめの解決のために、保護者全体とどのように連携すればよいか

保護者会の開催時期、内容を学校全体で共通理解を図り、対応する。

事前にいじめにかかわった子どもの保護者やPTAの役員等に会の趣旨を説明しておくとともに、すべての保護者が当事者意識をもつよう運営を工夫する。

Q 9 教育相談機関との連携の図り方と留意点は

学校でのいじめ解決の取組み等を十分説明した上で、教育相談機関へ相談するよう理解を求める。また、相談の結果は指導の評価や改善に生かしていく。

第3章 いじめの予防と再発防止のために

いじめの予防や再発防止のためには、日常的・長期的指導の工夫が必要である。

Q 10 いじめを防止する力を育てるには

何気ない冷やかしか悪ふざけを見過ごさず解決する力を育てる。

ルールのもつ意義を考えさせ、ルールを大切にすることを育てる。

Q 11 学級の枠を超えたいじめの再発防止の指導はどう行うか

普段から、学級を越えた交流活動を行い、思いやりや協力の態度を培っていく。

Q 12 いじめの指導後の継続的な支援はどう行うか

いじめられた子どもやその保護者は、いじめの不安感が継続していること多く、全校体制で、継続的に見守り、保護者にも定期的に連絡することが大切である。

Q 13 教師の言動といじめの発生の関係は

教師の日々の指導の言動や価値観が子どもに大きな影響を与え、時としていじめの発端になったり、いじめを助長したりすることがある。

・ < 配慮する点 > 子どもの個人差 子どもの多様な考え方 ほめ方の工夫 公平な接し方

Q 14 学校全体としてのいじめ防止と再発防止の取り組みはどうすればよいか

校長を中心に指導体制を見直し、教師の意識を改革する。

現在ある組織を活性化し、いじめが発生した時は直ちに対応する。

PTAや地域の人々にも学校のいじめに対する方針や対応を説明し、一緒になっていじめ防止や再発防止を図っていく。

Q 15-1 意思の伝達や受容の仕方に問題のある子どもの指導はどうすればよいか

様々な活動を通して、自分の気持ちを相手に伝える指導に力を入れる。

Q 15-2 いじめを予防するために、どのような授業を取り入れたらよいか

子どもが主体的に学習できる小集団活動、話し合い活動を多く取り入れる。

Q 15-3 思いやりや正義感を育成するにはどうしたらよいか

日常生活の活動や体験を通して、適宜、具体的に取り上げて指導する。